

6.9.1  
2996

法人 請

- 一 出勤退出時間ノ確定一日八時固労働制ノ實施
- 一 解雇退職手当ノ制定
- 一 解決ノ事項
- 一 争議團員ハ一四名ノ解雇ヲ承認ス
- 一 工場並ハ一四名ニ對シ予金ノ解雇手当トシテ一千七百円ヲ支給ス
- 一 争議團ニ費用一五〇円支給
- 一 工場再雇ノ場合ハ優待様ヲ與フ

資本金六十万圓 (ハニキハニキ)

青森縣南津軽郡大光寺村大字本町字北柳田

労働者 四四名 (内女四名)  
参加者 五名

財界不況ノ影響ヲ受ケ昨今労働不振ニ陥リソノ対策トシテ人員整理(一部)ヲ行フベク予先ヲ為シタルニ因リ被解雇者ハ他従業員ヲ煽動シテ八月二十五日罷業ヲ決行シタルガ会社ハ予メ罷業ニ備ヘテ準備ヲ整ヘオキレカバ、一方従業員側ノ結束乱レ今二十六日ニ至リ獄首決定者六名ヲ三名ニ減ジ茲ニ労資双方ノ妥協成立シテ解決。

附録